

平成 28 年

第 4 回可児市議会定例会議案

平成28年 8 月30日

目 次

認定第1号	平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について	1
認定第2号	平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1
認定第3号	平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第4号	平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
認定第5号	平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第6号	平成27年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3
認定第7号	平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第8号	平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
認定第9号	平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第10号	平成27年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について	5
認定第11号	平成27年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第12号	平成27年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について	6
認定第13号	平成27年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第14号	平成27年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について	7
認定第15号	平成27年度可児市水道事業会計決算認定について	8
議案第47号	平成28年度可児市一般会計補正予算（第3号）について	9
議案第48号	平成28年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9
議案第49号	平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について	10
議案第50号	可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第51号	可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
議案第53号	教育委員会委員の任命について	18
議案第54号	人権擁護委員候補者の推薦について	19
議案第55号	平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	20

認定第1号

平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第2号

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 3 号

平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 4 号

平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 5 号

平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第 6 号

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第7号

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第8号

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第9号

平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第10号

平成27年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第11号

平成27年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第12号

平成27年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8 月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第13号

平成27年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第14号

平成27年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について

平成27年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年 8月30日提出

可児市長 富田 成輝

認定第15号

平成27年度可児市水道事業会計決算認定について

平成27年度可児市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり認定に付する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第47号

平成28年度可児市一般会計補正予算（第3号）について

平成28年度可児市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第48号

平成28年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第49号

平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）について

平成28年度可児市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

議案第50号

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年可児市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公費負担）</p> <p>第2条 可児市議会議員及び可児市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により可児市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 自動車を使用する場合 候補者1人について、<u>26,363円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定</p>	<p>（自動車の使用及びポスターの作成の公費負担）</p> <p>第2条 可児市議会議員及び可児市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により可児市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(1) 自動車を使用する場合 候補者1人について、<u>26,895円</u>に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定</p>

により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額

- (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、1,394円にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(自動車の使用の公費負担額等)

第4条 可児市は、候補者(前条第1号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が26,363円を超える場合には、26,363円)の合計金額

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約で

により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額

- (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、1,434円にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

(自動車の使用の公費負担額等)

第4条 可児市は、候補者(前条第1号の届出をした者に限る。)が同号の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

- (1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が26,895円を超える場合には、26,895円)の合計金額

- (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約で

ある場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が11,475円を超える場合には、11,475円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条第1号の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、5,513円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ポスターの作成の公費負担額等）

第5条 可児市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作

ある場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が11,850円を超える場合には、11,850円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条第1号の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、5,670円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ポスターの作成の公費負担額等）

第5条 可児市は、候補者（第3条第2号の届出をした者に限る。）が同号の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作

成単価が、1,394円を超える場合には、1,394円)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

成単価が、1,434円を超える場合には、1,434円)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可児市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市印鑑条例の一部を改正する条例

可児市印鑑条例（昭和50年可児町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の申請) 第10条 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請) 第10条 (略) <u>(端末機による印鑑登録証明書の申請)</u> 第10条の2 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）の情報を読み込ませること及び暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>

附 則

この条例は、平成28年11月7日から施行する。

議案第52号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を可児市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
前田 千治	可児市東帷子1805番地 1

議案第53号

教育委員会委員の任命について

次の者を可児市教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
生駒 隆昌	可児市広見804番地 1

議案第54号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成28年8月30日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
若宮 修司	可児市今渡1556番地3

議案第55号

平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金362,798,692円を資本金に処分する。

平成28年 8月30日提出

可児市長 富田 成輝